

岩田合同法律事務所

IWATA GODO
Established 1902

contents	ご挨拶	2
	理念	4
	沿革	6
	業務内容	11
	業務の特色	11
	1. コーポレート	12
	2. M&A	13
	3. 金融	14
	4. IPO・スタートアップ支援	15
	5. 紛争解決	15
	6. 危機管理	16
	7. 競争法・独占禁止法	16
	8. 知的財産法	17
	9. 情報・テクノロジー	18
	10. 倒産法・企業再生	19
	11. 労働法	19
	12. 環境法・地球温暖化対策	20
	13. 不動産	20
	14. 税務	21
	15. 薬事・ヘルスケア	21
	16. 消費者関連法	21
	17. 非営利法人・公法人	22
	18. 公益活動等	22
	19. 渉外	23
	アクセス	24

ご挨拶

岩田合同法律事務所は、日本における企業法務を専門に扱う法律事務所の草分け的存在として、明治 35 年（1902 年）、司法大臣、貴族院議員、日本弁護士連合会会長等の要職を多数歴任した故岩田宙造弁護士により創立されました。創立当初より我が国を代表する多くの企業等の法律顧問として企業経済と共に歩み、戦前戦後の激動の時代を乗り越え、今日に至ります。

その間、当事務所では、専門化・複雑化する企業活動に対応して積極的に業務分野を拡大してきており、企業の訴訟や紛争解決に向けた代理を行うほか、企業法務全般及びコンプライアンスに関わるリーガル・アドバイス、さらには金融、競争法、知的財産法・IT 法、環境法、税務、労働法、渉外等の分野において豊富な実績を積んでまいりました。

また当事務所は、海外留学経験及び欧米、ASEAN 諸国の法律事務所での研修や出向等の経験を有する弁護士のほか、官公庁、大手企業等への出向を通じて最新の業界動向を把握している弁護士を多数擁しております。

これらの人材を通じて、依頼者の皆様をより深く理解し、依頼者の皆様が直面する複雑な法律問題に対して、専門的な知識や経験を生かして常に的確かつ迅速に対応するための体制を整えております。特に知的財産分野では、提携する辻丸国際特許事務所と協働のうえ弁理士法人 IGIP 岩田合同国際知的財産事務所を設立しており、同事務所とも協働してより専門的なサービスを提供しております。

さらに、国内ではより地域に密着した対応を目指して、まず札幌オフィスを開設いたしました。海外についても、中国法弁護士、フランス共和国法弁護士、米国ニューヨーク州弁護士の参画を得るとともに、世界的な法律事務所のネットワークである TerraLex への加盟、上海の金茂律師法律事務所及びフランスの DS-Avocats との提携、ASEAN 諸国を中心とした各国・地域の有力な法律事務所との間の情報交換及び人的交流などを通じてグローバルなネットワークを構築しております。

以上のとおり、当事務所は、依頼者の皆様の日々の法律問題から海外進出までワンストップで支援できる体制を整えており、質の高い総合的なリーガル・サービスを提供し、国内外の依頼者の皆様の需要に応えてまいります。

IWATA GODO
Established 1902

当事務所は、依頼者との信頼関係に基づき、依頼者の課題を把握し、解決することを通じて、依頼者の長期的かつ健全な発展に、事務所一丸となって貢献します。

理念を構成する 5 つの価値

1 信頼関係

当事務所は、依頼者と事務所との間の信頼関係に基づいて依頼を受け、その対応により更なる信頼関係の深化を目指します。

2 長期的

当事務所は、依頼者との長期的な関係構築を重視しつつ、依頼者を取り巻く社会・経済情勢や依頼者の歴史・文化・風土を踏まえ、依頼者の長期的かつ持続可能な発展に資するサービスを提供します。

3 課題解決

当事務所は、あらゆる法領域において、プロフェッショナルとして、依頼者の有する課題を的確に把握し、最適なアドバイスを提供することにより、これを解決します。

4 健全

当事務所は、依頼者の属性・事業環境への深い理解に基づき、依頼者の活動が適法かつ倫理に沿った健全なものとなるようサービスを提供します。

5 事務所 一丸

当事務所は、全ての依頼者は事務所全体の依頼者であるという意識の下、全所員が相互に協力し一丸となって、サービスを提供します。



創立者・岩田宙造弁護士の手書

草創期

司法大臣・日本弁護士連合会会長・貴族院議員を歴任した岩田宙造弁護士（法学博士）は、明治35年（1902年）、築地に「岩田宙造法律事務所」を開設しました。当時は、銀行業務のほか、海上保険を中心とする海運関係の業務を主に取り扱っていました。



創立者・岩田宙造弁護士の胸像

発展期

大正末期頃から、太平洋戦争が勃発した昭和16年（1941年）頃にかけて、岩田宙造弁護士の名声とともに、岩田事務所はさらに大きな発展を遂げました。

岩田事務所には数々の大事件の依頼があり、訴訟事件に関しては大審院判例として残されているものも多くあります。また、多くの若手弁護士が入所し、岩田宙造弁護士から直に指導を受けた門弟が最も多くなった時期もこの頃です。入所者の中には、日本初の女性弁護士の一人である中田正子弁護士もいました。



創立者・岩田宙造弁護士

戦後復興期

岩田宙造弁護士は、太平洋戦争終結直後の東久邇宮内閣に司法大臣として入閣するなど、政治活動を本格化させて、弁護士活動を休止しました。そのため、戦後の岩田事務所は、事実上、岩田宙造弁護士の門弟の各弁護士により運営されました。

その後、門弟弁護士において弁護士を採用するようになり、また、岩田事務所内において各自の「室」を持ち、岩田事務所の名のもとに共同して弁護士活動を続けていくようになりました。



岩田宙造弁護士及び山根篤弁護士らによる意見書

岩田合同法律事務所へ

昭和41年（1966年）に岩田宙造弁護士が死去し、岩田事務所は「岩田合同法律事務所」に名を改めました。「岩田合同」には、岩田宙造弁護士の直弟子及び孫弟子達が合同して構成する法律事務所という意味が込められていました。

業務の多様化

昭和後期から平成初期にかけて、商法（会社法）分野における株式買い占め事案への対応やいわゆる主要目的ルールの形成の契機となった事例等への関与、取締役の善管注意義務に関する助言をはじめとしたコンプライアンス及びコーポレートガバナンス全般についての助言や規程作成等、合併、株式譲渡や営業（事業）譲渡による大型のM&Aに関する助言、デューティリジェンス（買収監査）及び契約交渉等の実務が増加しました。

金融法分野においても、金融機関による新たなファイナンス手法や金融商品等が増えるにつれて、ファイナンス・スキームやレギュラトリーに関する助言やドキュメンテーション等の多様なリーガル・アドバイスを提供する機会が拡大しました。



平成4年（1992年）の丸の内

事務所創立 100 周年

21 世紀に入ると、クラス・アクション型訴訟・住民運動型訴訟といった複雑な類型の訴訟や、企業間の大型紛争等の対応が求められるようになりました。また、会社法、金融商品取引法、独占禁止法等の主要法令等の制定・改正等が相次ぎ、さらに、企業における法令遵守や適切な企業統治・コーポレートガバナンスの重要性が強く指摘されるようになり、これらに関わる法的助言が求められる機会が増加しました。

加えて、依頼者の事業活動におけるグローバル化の進展に伴い、国際的な係争案件・倒産案件・コーポレート案件・ファイナンス案件や、海外競争法や腐敗防止法（FCPA 等）に係る当局対応案件等においてリーガル・アドバイスを提供する機会も増えました。



企業の伴走者として

平成後期には、当事務所は、各分野における専門知識・経験を高めるとともに、特に専門的な対応を要する人事労務分野、租税分野、知的財産分野、渉外等の各分野において、プラクティスチームを立ち上げました。また、渉外分野に関しては、世界的な法律事務所のネットワークである TerraLex にも加盟しました。

さらなる伝統と革新へ

令和4年（2022年）に当事務所は創立120周年を迎えました。

辻丸国際特許事務所との業務提携、弁理士法人 IGIP 岩田合同国際知的財産事務所の設立（令和4年、2022年）、札幌オフィスの開設（令和5年、2023年）など、弛まぬ姿勢で常に体制の充実を図っています。また、令和2年（2020年）には、かつての「室」を統合してさらに陣容を拡大し、令和5年（2023年）には、所属する弁護士の人数が100名を超えました。



業 務 内 容

業務の特色

当事務所は 1902 年の創立当初より、政府系金融機関、都市銀行、地方銀行、信託銀行、電力会社、大規模小売業者、重電機メーカー、素材メーカー、印刷会社、製紙会社、不動産会社、建設会社、食品会社等、上場企業を始めとする、我が国を代表する企業・団体等の法律顧問として、企業法務案件全般を取り扱ってまいりました。

創立以来 120 余年に亘り、常に時代の潮流に対応した最良のソリューションをクライアント企業に提供し続けてきております。その長年の経験を踏まえ、クライアント企業の事業活動に関する法律問題全般に関する助言を行っていることから、総合的なサポートが可能である点に特色があります。

また、中国法弁護士、フランス共和国法弁護士、米国ニューヨーク州弁護士、米国法コンサルタント等を擁し、海外の法律事務所との提携を通じて国際取引や海外進出等の渉外案件においても豊富な実績を積んでおり、ワンストップのリーガル・サービスを提供しております。

1 コーポレート

当事務所は、会社の設立、増減資、定款変更、剰余金の配当、株式・新株予約権・社債の発行、自己株式の取得、組織再編・事業譲渡、解散・清算等に関する助言や取締役の経営判断における意見書作成、株主代表訴訟の防止策・対応策の導入助言等幅広いリーガル・サービスを提供しています（ジェネラルコーポレート）。会社に関する訴訟事件、商事非訟事件等のほか、企業活動において必要な契約書の作成・解釈に関する助言、企業間の資本・業務提携に関する助言、合併企業の設立等についての助言、役員又は従業員の持株会に関する助言等も行っています。これらの経験と実績を背景に、会社法分野で最も権威ある雑誌「旬刊商事法務」に、その創刊以来、判例紹介等の執筆を続けています。

また、昨今の法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂、各種ガイドラインの策定等を踏まえ、各種社内規程等の作成・運用に関する助言に加え、ガバナンス体制の整備、内部統制システムの構築・運用、情報開示の充実化、取締役会評価、取締役会の運営サポート等の分野で、「攻め」と「守り」の両面からの総合的・戦略的な助言を提供しています。

株主総会についても、招集手続の助言から関連書類のレビュー、議事運営指導、株主総会当日の臨席まで包括的なサポートを行っています。特に上場企業に対しては、古くは総会屋からの要求への対応、近時ではアクティビストによる働きかけ、株主提案やプロキシ・ファイト、買収防衛策の助言まで、社会的な注目を浴びる案件にも取り組んでいます。最新の動向を踏まえつつ、建設的な株主対話やバーチャル株主総会の実施にも焦点を当て、企業情報開示やガバナンスの充実化に関する包括的な助言を提供しています。

■ 主な取扱分野

一般法務（ジェネラルコーポレート）／コーポレートガバナンス／株主総会

2 M&A

当事務所は、企業買収・統合、グループ内組織再編、公開買付けによる上場企業の買収、MBO 等の非公開化案件等に対応し、スキーム等の戦略立案、デューデリジェンスの実施、各種契約書の作成、契約交渉から、所管官庁への届出・報告対応に至るまで、総合的な支援を行っています。さらに、M&A の過程で生じる各種業法規制等の問題や PMI（Post Merger Integration=M&A 成立後の経営統合プロセス）への対応に加え、株式買取請求訴訟及び価格決定申立等の紛争案件まで幅広く対応しており、税務面も考慮し、監査法人や税理士等とも協働して支援を行っています。

クライアントの事業内容・財務状況等は当然のことながら、企業文化や企業風土等も理解した上で、アクティビストとの対話や情報発信について戦略的な助言を提案しています。敵対的買収については、有事における助言にとどまらず、事前警告型買収防衛策の導入等、平時からの備えについても豊富な実績を有しています。また、買収防衛策の運用の独立性・客観性を担保する観点から、所属弁護士が独立委員会委員として買収防衛策の運用を支援するほか、独立委員会のリーガルアドバイザーとして、買収防衛策の運用を支援しています。

さらに、非公開会社のオーナー経営者や創業家株主に対し、事業承継に関するサービスを提供しています。スキームの構築や相続税・贈与税の対策、遺言の作成から、スキームの実行や遺言執行まで、税理士等とともに、法律及び税務の観点からベストなソリューションを提案し、支援しています。

■ 主な取扱分野

M&A・企業組織再編／敵対的買収・アクティビスト対応／事業承継



3 | 金融

当事務所は創立以来、中央銀行、主要銀行（メガバンク）、地方銀行、信託銀行、ネット専業銀行等の銀行、信用金庫等の協同組織金融機関、さらには、証券会社、リース会社、損害保険会社、生命保険会社、投資運用業者等の多岐にわたる金融機関の法律顧問を務めています。

金融庁や金融機関への出向経験を有する弁護士をはじめ、金融分野の法令や業務に精通した弁護士による業務体制を整えており、金融機関に対して、営業店の日常的な法的問題から金融機関同士の大規模な統合・再編や金融持株会社の創設等の大規模な課題に至るまで専門性の高いアドバイスを提供しています。

金融規制分野では、銀行法や金融商品取引法をはじめとする各種業法規制やマネー・ローンドリング対策等横断的なリーガル・サービスを提供しています。新規ビジネスへの進出やテクノロジーの活用においても、金融規制法、金融グループ規制の適正な理解を土台として、最先端の情報をアップデートしつつ金融機関の挑戦をサポートしています。

とりわけ、近時は、FinTech 関連ビジネスについて、事業スキーム構築・意見書作成、当局対応、許認可等の取得から、利用規約・契約書の作成等まで支援しています。

各種ファイナンス取引に関しては、レンダーを含む複数のステークホルダーからの依頼に応じ、法的・実務的な助言からドキュメンテーション、さらに、案件組成後の紛争解決まで一貫したアドバイスを提供しています。

キャピタルマーケットの分野に関しては、国内外の資本市場における資金調達に関する幅広い事項についてリーガル・サービスを提供しています。

さらに、当事務所は損害保険法分野のパイオニアであり、保険業法上の規制に関わる法的助言から、保険金請求や保険募集に関する訴訟等の案件、大規模事故における保険会社の有責無責についてのリーガル・オピニオンの作成まで幅広い業務を取り扱っています。

■ 主な取扱分野

バンキング・金融機関法務／金融規制（レギュラトリー）／ファイナンス取引／
Fintech／キャピタルマーケット／保険

4 | IPO・スタートアップ支援

当事務所は、IPO 及びスタートアップ支援において、幅広い経験と専門知識をもって、クライアントの法的課題に対し最適なリーガル・サービスを提供しています。スタートアップ企業の成長をサポートするために、日本政府や金融庁、証券取引所などの動向や最新の法規制を把握し、クライアントに最適な情報とリーガル・アドバイスを提供しています。IPO に向けては、企業の各種体制整備から上場審査対応、上場時のオフアリングまで包括的なサービスを提供しています。

また、多数の上場クライアントへのサポートの経験を踏まえ、クライアントの上場後もシームレスなサポートを行うことで継続的な関係を築き、クライアントの成功を最大化することを目標にしています。

5 | 紛争解決

当事務所は、訴訟、あっせん、仲裁、調停などの紛争解決業務を多数取り扱ってきており、民事に関する訴訟・紛争（環境訴訟、大規模損害賠償請求事件、原子力発電所の建設や運転の差止請求事件、金融機関及び損害保険会社関連の民事訴訟事件、PL 訴訟、行政訴訟（行政不服申立手続を含む）、独占禁止法関連訴訟、知的財産権関連訴訟等を含む）のほか、株主代表訴訟を含む各種会社法関連争訟においても、幅広い知識と豊富な実績を有しています。

また、訴訟手続のみならず、示談交渉、保全手続から執行手続に至るまで、紛争解決に関するワンストップでのリーガル・サービスを提供しています。

さらに、国際的な紛争解決についても、国内を仲裁地とする国際商事仲裁案件にとどまらず、海外で提起された訴訟・仲裁事件を外国の法律事務所と協働するなどして対応した実績を多数有しております。



6 危機管理

当事務所は、法令遵守体制に関して、上場企業における各種開示・インサイダー取引規制・独占禁止法上のカルテル規制等に関する助言や、社内規程の作成・社内コンプライアンス体制の構築に関する豊富な経験を有しています。

また、企業の不祥事件に関して、事実関係の調査等を行い、関係当局とも連携して、報道機関対応、公表の要否、再発防止策の策定等について迅速かつ適切な提案を行っています。

さらに、第三者委員会の設置や運営（当事務所の弁護士が第三者調査委員に就任しての調査の実施を含む）に関する助言も行い、企業の危機管理機能を支援しています。

■ 主な取扱分野

品質不正／会計不正／従業員による不正／不公正取引／内部通報

7 競争法・独占禁止法

当事務所は、公正取引委員会による立入検査等の対応や、リニエンシー（課徴金減免）申請や確約手続申請の代理を行っています。

また、違反被疑事件に端を発する各種訴訟対応、株主・取引先・マスコミ等の対応、関係従業員の処分等についても支援しています。

企業結合規制に関しては、公正取引委員会への届出対応や競争法上の諸問題について助言を行うとともに、公正取引委員会による詳細な審査がなされる場合は、意見書の作成や問題解消措置の提案等を行っています。国際カルテルや国外の企業結合規制が問題となる場合には、海外法律事務所と連携し、海外当局との折衝や届出対応を行っています。

そのほか、競争事業者等との業務提携、各種取引条件の設定等、事業活動に伴い発生する競争法・下請法に関する諸問題について助言するとともに、競争法コンプライアンス・プログラムの策定や役職員向けセミナーの実施等も行っています。

8 知的財産法

当事務所は、特許権や知的財産権に関する訴訟や仮処分事件、職務発明に関連する裁判案件などの対応経験があり、海外特許権侵害紛争にも対応しています。

また、商標については、出願代行業務だけでなく、マークやデザインの戦略的な保護・活用にも注力しています。商標・指定商品の分析と簡易サーチで不登録リスクを最小限に抑え、外国出願時は、国際制度（マドリッドプロトコル）を利用した外国一括出願の対応や外国法律事務所とのネットワークを通じた円滑なサポートが可能です。

技術開発による研究成果については、「発明」としての特許保護と「営業秘密」としての保護の選択をサポートしており、各種の保護要件へ適合させるために採るべき秘密管理措置等や営業秘密漏えい時の警告・交渉・訴訟に関しても豊富な経験に基づくアドバイスや代理が可能です。

メディア・エンターテインメント・著作権の分野については、広告代理店、レコード会社、アニメ・ゲーム開発会社、テレビ局、アーティスト・作家個人などへの法的サポートを提供し、コンテンツ関連契約書の作成・レビューからコンテンツの無断利用や紛争対応まで幅広い業務を担当しています。

さらに、知的財産法プロパーの案件だけでなく、知的財産法以外の分野やビジネス判断要素や、技術的知見が必要になる案件にも注力しています。

これらの分野について包括的なサービスを提携するための基盤として、技術・知的財産経営等に関して専門的知見を有する辻丸国際特許事務所と協同し、弁理士法人 IGIP 岩田合同国際知的財産事務所が設立されました。案件の特性に応じ、弁護士と弁理士から最適のチームを組成し、ワンストップのサービス提供を行っています。

■ 主な取扱分野

特許・実用新案・意匠／商標／営業秘密・不正競争／メディア・エンターテインメント・著作権



9 情報・テクノロジー

当事務所は、企業のデータ利活用におけるデータ保護規制の遵守や法的課題に対応し、多岐にわたるセクターにおいて豊富な助言実績を有しています。データ取扱いの助言やコンプライアンス体制の構築、データ漏えい時の対応など、幅広い案件に迅速かつ効果的に対処しています。特に、グローバルなデータプロテクションにおいては国際団体である Privacy Rules に加盟し、諸外国の規制（欧州 GDPR、英国 UK GDPR、米国 CCPA/CPRA、中国 PIPL など）の遵守・対応と、日本法に基づく対応の調和・調整を図りつつ、同団体のパートナーと連携し法的助言を提供しています。

情報通信分野においては、国内外の IT 系、通信、メディア、衛星通信、放送事業者などの幅広いセクターのクライアントに対し、電気通信事業法や電波法を中心とした規制法に関する助言や契約交渉、M&A、係争事案などの代理を提供しています。

また、民法や知的財産法、個人情報保護法だけでなく、サイバーセキュリティ関連のソフトローも含めた多面的な分析を行い、専門チームが対応しています。契約交渉から紛争解決・訴訟対応、システム障害に伴う様々な対応まで、豊富な助言実績を有しています。

インターネット上の掲示板や SNS 等での他人の名誉やプライバシーを侵害する情報の発信の問題については、大手インターネットサービスプロバイダの法律顧問として、発信者情報開示請求などの訴訟・非訟事件や法的手続外での対応等につき助言・代理をしております。

さらに、Web3 の分野においては、長年の金融分野における蓄積に加え、Web3 専門企業で勤務経験のある弁護士を中心とし、複雑で多岐にわたる法的問題に対し、意見書の作成や当局対応、利用規約の作成等、クライアントのニーズに合わせて幅広く支援いたします。

■ 主な取扱分野

個人情報・ビッグデータ・プライバシー／通信・放送法／IT／プロバイダ責任制限法・
発信者情報開示／Web3

10 倒産法・企業再生

当事務所は、法的清算・再建手続の専門家として、破産、特別清算、民事再生、会社更生などの法的手続のほか、各種私的整理手続についても債務者企業の立場のみならず、債権者、スポンサー、投資家などあらゆる立場からサポートしています。経営再建が必要な企業に対しては、再建方法の助言やスキームの立案、交渉などを提供し、法的再建が難しい場合には申立代理も行っています。また、M&A やファイナンスに関する幅広い知見を活かし、事業再生案件やプレパッケージ型事業再生案件においても豊富な実績を有しています。金融機関にも助言や代理業務を提供し、債権保全・回収のあらゆる場面での迅速かつ柔軟なリーガル・サービスを提供しています。

11 労働法

当事務所は、企業経営において人事が最重要な課題であるとの考えの下、クライアントとの長年にわたる信頼関係を築きながら、各クライアントが有する人事に関する思想・理念を共有し、その実現をサポートしています。日常的な人事労務相談のほか行政当局対応、組合対応、裁判所対応といった企業が直面する各種人事労務問題について、労働行政当局出身の弁護士など専門的知識及び経験を有する弁護士が迅速に対応し、人事が経営上のボトルネックにならないように努めています。

また、人事労務問題だけでなく、コーポレート、税務、知的財産法、競争法などに関する専門的な知識を有する弁護士と共にワンストップでご相談に対応しています。

■ 主な取扱分野

一般労務アドバイス／外資系企業のインバウンド支援／組織再編・人的資本の活用／社内調査（従業員不正・ハラスメント）／労務デューデリジェンス／労働行政当局対応／労働組合対応／労働訴訟・労働審判／役員対応／役員・従業員向け人事・労務研修



12 環境法・地球温暖化対策

当事務所は、環境とビジネスの調和を図りつつ、長年にわたり法的な課題に対処してきました。紛争解決では、高度経済成長下での公害訴訟に始まり、近時も複数の発電所操業差止訴訟において、企業代理人として活動しており、高度で専門的な技術と広範な専門知識が求められる案件に対処しています。日常の企業活動では、環境関連法規の調査・助言や環境法令違反に関する事実調査・当局対応も行っています。

また、国際的な潮流も受け、再生可能エネルギープロジェクトや非化石証書等のカーボンクレジットや排出枠に関する取引、脱炭素社会に向けた CCUS や水素利用に関する事業運営スキームの策定にも助言を提供しています。

さらに、ESG や SDGs の観点も踏まえて、株主総会の対応支援や取締役会、経営層への助言も行っており、これらの業務を通じて、脱炭素社会や持続可能な社会の実現に寄与しています。

13 不動産

当事務所は不動産取引に関し、一般的な不動産売買や賃貸に加えて、区分所有、共有、信託などの複雑な権利関係に対応した民事取引の契約交渉や契約書作成から、宅地建物取引業法や都市計画法、建築基準法などの行政法規に関する法的助言まで広汎なサービスを提供しています。大規模な不動産開発案件において、権利関係の分析から交渉や法的手続まで包括的なサポートを提供しています。

また、不動産関連争訟においては、大規模な開発案件や不動産売買契約を巡る争訟、賃料等不払い、用法違反、無断増改築、賃料増減額、明渡請求、倒産対応、テナント候補による契約締結上の過失等の賃貸借に関連する争訟、不動産開発における権利関係の調整など多様な争訟事件について豊富な経験を有しています。

■ 主な取扱分野

不動産取引・不動産開発／不動産関連訴訟

14 税務

当事務所は、M&A、組織再編、クロスボーダー取引などの複雑な企業取引から日常の税務課題まで、幅広い分野で企業の税務に関する助言を提供しています。プランニングの段階から積極的にアドバイスし、新規事業展開時の疑義がある課税取扱いについての国税当局への照会なども行っています。訴訟等を見据えた国税当局による税務調査への対応に始まり、行政上の不服申立手続及び税務訴訟においては代理人として、一貫したサポートを提供します。とりわけ近年、税務調査段階においても、「法律家」である弁護士の活用が必要となる場面が増えており、意見書の提出等により国税当局の指摘の取下げに至る事例も数多く経験しています。

15 薬事・ヘルスケア

当事務所は、製薬会社、医療機器メーカー、医薬品・医療機器の卸売業者、食品・飲料メーカーなど、多岐にわたる企業に対して、医薬品や医療機器の品質、有効性、安全性に関する法律や臨床研究法などの薬事規制、公正競争規約、食品表示法、健康増進法、医療法に関する幅広い助言実績を有しています。

また、規制関連の法的助言だけでなく、薬事・ヘルスケア関連分野での企業ニーズにも広く応え、知的財産法、競争法・独占禁止法、情報法、労働法などの法的助言を通じて、包括的なリーガル・サポートを提供しています。

16 消費者関連法

当事務所は、多様なクライアントに対し、利用規約の作成・改訂や消費者契約法に関するリーガル・アドバイスを提供しています。消費者訴訟対応についても豊富な実績を有するとともに、適切な広報対応やマスコミ対応へのアドバイス等、訴訟の内外にわたりクライアント企業を支援しています。

また、特定商取引法・景品表示法に関して、平時におけるルール遵守の取り組みから不適切事案発生時の行政当局への報告・相談等の当局対応まで一貫してリーガル・アドバイスを提供しています。

17 非営利法人・公法人

当事務所では、行政機関における執務経験を有する弁護士を中心に、条例等の制定に関する法制執務、予防的観点からの政策法務等、自治体法務につき総合的なリーガル・サービスを提供しています。また、住民訴訟、行政訴訟等の訴訟代理をはじめとして、住民監査請求・行政不服審査手続における防御活動等、地方公共団体が直面する争訟事案について、多数の支援・解決実績を有しています。

加えて、政府機関から学校法人、医療法人、業界団体など非営利法人や公法人に対しても、その特性に応じたリーガル・サービスを提供しています。一般社団法人や一般財団法人の設立・運営、学校法人や医療法人の M&A や組織再編案件への対応の他、医療機関による遠隔医療支援サービスの活用など非営利法人による新たなビジネスの取組みの支援も継続的に行っています。

18 公益活動等

当事務所は、創立者である岩田宙造弁護士が 1953 年に日本弁護士連合会会長を務めたことを始めとし、所属弁護士が第一東京弁護士会会長、関東弁護士連合会理事長等を務める他、弁護士会の各種委員会活動等を通じ、積極的に弁護士会務活動に貢献しています。

その他、所属弁護士一人一人が、司法試験考査委員、司法研修所教官といった法教育活動や、行政機関の審議会委員、公益法人・学校法人の役員、上場企業の社外役員への就任など、幅広い公益活動に参画し、社会及び公共に貢献することを積極的に推進しています。

19 渉外

当事務所は、提携関係にある中国の金茂律師法律事務所をはじめとして、ASEAN 各国、米州及び欧州において、非拘束的なベスト・フレンド・ポリシーを基本として構築している法律事務所間のネットワークを通じて、ワンストップでめ細やかなリーガル・サービスを効率的に提供しています。近年は ASEAN 法域も重視して、シンガポールの最大手法律事務所（Drew & Napier LLC）に対して、継続的に所属弁護士を派遣するとともに、当事務所に対する弁護士派遣を受け入れるなど、積極的な人材交流を図っています。更に、常時協働できる信頼に足る法律事務所を全ての法域において確保しておく趣旨から、非拘束的な国際団体である TerraLex 及び Privacy Rules に加盟し、常に信頼性の高い法律事務所と連携しています。

係争案件においては、国際仲裁や、海外裁判所における訴訟、和解交渉の代理等、潜在的な紛争案件へのアドバイスを含めて、当事務所単独で代理するケース、海外事務所との協働、可及的速やかに国際的紛争を解決するための経験・ノウハウを蓄積しています。加えて、国際倒産案件や国際家事事件への対応についても豊富な実績を有しています。

係争案件以外では、コーポレート・M&A 案件、ファイナンス取引案件、情報・テクノロジー案件、規制法に係る案件、労働法案件、知的財産法案件など極めて多岐にわたる国際取引案件等に対してリーガル・アドバイスを提供しています。海外当局へのファイリングを要する M&A 案件、国際カルテルの調査事案、複数国にまたがって発生した情報漏えい事案の対応では、海外当局への報告等の当局対応もサポートしています。また、近時増加しているクロスボーダーの危機管理案件にも実績を有します。

契約書や裁判資料等の翻訳についても、法律文書の翻訳に知見の深い翻訳者からなる翻訳チームと、日本法弁護士・外国法弁護士の協働体制をとり、クライアントのニーズに応えています。



アクセス

東京 岩田合同法律事務所
弁護士法人岩田合同法律事務所主事務所

- JR 東京駅（丸の内中央口） 徒歩 2 分
- 地下鉄丸の内線 東京駅 徒歩 2 分
- 地下鉄千代田線 二重橋前駅 徒歩 3 分



〒100-6315
東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング 15 階
TEL：03-3214-6205 (代表)
FAX：03-3214-6209

札幌 岩田合同法律事務所札幌オフィス
(弁護士法人岩田合同法律事務所従事務所)

- JR 札幌駅（南口） 徒歩 5 分
- 札幌市営地下鉄南北線さっぽろ駅 徒歩 1 分



〒060-0004
北海道札幌市中央区北 4 条西 4-1-7 MMS 札幌駅前ビル
岩田合同法律事務所 札幌オフィス
TEL：011-804-8621 (代表)
FAX：011-351-2740

岩田合同法律事務所 HP
<https://www.iwatagodo.com/>

